

健康友の会みみはら第30回総代会議案

※紙面の都合上、まとめの部分は省略させていただいています

1号議案

2017年度 活動方針

健康づくり

地域の高齢化率は上がっていく中で、「安心して住み続けられるまちづくり」は重要な課題となっています。

地域の状況を子どもから高齢者まで幅広く把握していくことが大切です。また、健康づくりのひとつである、健康であるための健診受診も重要な課題となります。健康で住み続けられるためにも、健診受診の勧奨を大きく広げていきましょう。

- 情報共有のための学習も支部・班を中心にさらに広がっていきます。
- 養成講座も地域での活動にいかせるものとしていくために、支部や班を中心に組織していきます。
- 地域での健康づくりの活動を健康づくり（ヘルスプロモーション）の活動とあわせた取り組み（健康講座や体力測定など）を行なっていきます。
- 健康チャレンジは、より多くの方に参加していただけるように、取り組みの見直しを健康づくり委員会を中心に行なっていきます。

ふれあい・支えあいのまちづくり

- 地域の相談窓口となる地域班を増やしていく取り組みをすすめていきます。
- 継続して全ての支部地域に「たまり場」をつくる活動に取り組みます。たまり場が友の会の存在を地域にアピールする場となり「ふれあい・支えあいの拠点」となるよう存在意義を高めます。
- 介護事業所や自治会などと連携し、健康やくらしを支えあう助け合いのネットワークを強化します。引き続き、「ワンコイン助っ人隊」を各支部活動の重要課題に位置付け、行政区毎に地域コーディネーターを養成していくことを目標としていきます。
- 子どもから高齢者まで地域の状況を把握し、要求にそった取り組みを検討していきます。
- まちづくりの視点を持ち、地域の各団体とも連携して取り組みます。
- 支部や班での活動につなげていく各種養成講座や地域学習会などの取り組みを重視します。
- 無料法律相談の継続で、困難を抱える会員さんを支え解決に取り組みます。

「とも」の配布と内容充実

- 引き続き編集委員会を重視し、全てのブロックから委員を選出し「とも」の紙面をよりブロックの意見を取り入れた編集をおこなっていきます。
- 事業所、支部で「とも」の取材などの協力者づくりを進めていきます。たまり場や支部も増えブロックの担当者、協力者を選出し、より多くの意見・知恵でよりわかりやすい紙面をつくります。
- 会員の奮闘で「とも」手配り配布率は75.5%となっています。各支部で配達協力者を増やし、手配り率76%を目標に、「とも」を通じてのネットワークづくりをめざします。
- 「とも」配達協力者懇親会を引き続き重視し、全支部で定期的を開催します。

支部・班づくり・会員拡大

まちづくりのための情報の共有、地域にニーズを知る活動を重視し、要求に基づいた活動をおこなっていきます。

また、担い手増やしと若返り対策を支部と共同しながらすすめていきます。

- 仲間増やしでは「組織拡大強化月間」を重視しつつ、日常的にも支部・ブロックを中心にたまり場での結び付きも広げ、今年度は〇〇人の仲間増やしをめざします。
- 「2020年ビジョン」に沿って、支部づくりを進め、2000世帯を超える支部の分割、支部のない校区での支部結成を重視し、新結成をめざします。
- 150以上の班をめざし、各支部・ブロックで旺盛に班づくりを進めます。「たまり場」や「ルーム」を大いに活用し、サークル班だけでなく、自治会・老人会などとも連携しながら地域での班づくりも意識的に追求します。
- 会員の要求にこたえるためにも、会員訪問・地域総訪問や高齢者訪問などに取り組みます。
- 組織を維持・強化するうえで「担い手」づくりは重要です。今年度は1000人の担い手づくりをめざし、ワンコイン運動を含めて取り組みます。

みみはら協同基金

- 協同基金への協力を地域の会員へ呼びかけを引き続きおこないながら、事業所利用者への呼びかけを位置づけ強めていきます。
- 職員から利用者への訴えを行なうことを重視し、そのための学習を行なっていきます。
- 目標金額を純増1億円としていきます。そのために、大口ではなく、多くの方に協力していただけるように、パンフを作成していきます。

『いつでも元気』の普及

- 引き続き、支部・職場での積極的な学習利用を推進しながら、年間1000部の目標に取り組みます。各支部でのキャンペーン活動なども推進していきます。
- 新入職員のオリエンテーションでも位置づけ、入職時に購読できるようにすすめていきます。

平和・社会保障・国民共同の取り組み

安倍政権はいよいよ改憲を具体的に進めています。憲法を守り、平和・民主主義・社会保障を守り発展させる運動を諸団体とも共同して取り組みます。

- 安保法制廃止や米軍基地撤去・辺野古新基地建設反対、核兵器廃絶を求める取組みを、他団体とも共同して進めます。
- TPP、社会保障「改革」、消費税増税に反対する運動と共に、国保・介護保険料の引き下げを求め保険証の取り上げや差し押さえを許さない取り組みなど、だれもが安心して暮らせる社会の実現めざして、集会・学習会・署名・宣伝などに取り組みます。
- 介護保険総合事業が始まりました。実施主体となる自治体にこれまで通りのサービスを提供するよう求めています。また来年度に国民健康保険都道府県単位化へ移行することとなっています。住民の命と健康を守る制度となるよう、諸団体とともに運動を進めます。
- 引き続き震災復興支援、原発ゼロ自然エネルギーへの転換をめざす運動を、広範な団体とともに取り組みます。
- 「カジノ」推進を許さない運動を広範な団体とともに進めます。また住民自治を守り発展させるために、市政問題にも取り組んでいきます。
- 格差と貧困・子どもの貧困問題に取り組みます。

共同の営み

- 会員、利用者さんの声を事業所に反映させるために、すべての事業所で利用委員会の定期開催をめざします。
- 地域の要望にそった高齢者事業の展開を同仁会グループといっしょに推進します。
- 地域の役に立ち、要求にこたえるため、同仁会グループの事業所づくりや運営に、また、民医連職員の育成にもかかわっていきます。

楽しい行事

- 引き続き、各支部、各ブロックでの要求にそった行事に取り組んでいきます。
- たまり場やセンターが地域の窓口になる相談活動に取り組んでいきます。
- 事業所単位での「健康まつり」を推進し、共同していきます。

組織運営

- 「ブロック支部協議会」を中心とした組織運営をさらに推進するとともに、「ブロック支部協議会」は行政区ごととします。
- 事務局の専任配置をさらに増やし、会員自らがブロック支部協議会・支部・班を支え、推進する体制を強化します。
- 地域での友の会活動を推進していくうえで重要な「たまり場」づくりを推進します。
- 活動の飛躍をつくるためには職員が「友の会」について学ぶことも重要です。「共同組織パンフ」の研修パンフレットをつかった取り組みをすすめていきます。
- 大阪民医連南ブロックを中心に全国、大阪の共同組織間連携・交流を深めます。

健康友の会みみはら第30回総代会議案

2号議案 会 則 改 定

〈会員〉
転居・連絡先不明もふくめ2000世帯以上の不明会員がいます。友の会の実際の会員数を正確にしていくためにも、5年以上郵便物以外に電話も含めまったく連絡がつかない会員について「みなし脱退」を提案させていただきます。
但し、「みなし脱退」処理後に連絡先が判明し、会員継続を希望される場合は、再度会員として登録していきます。

〈代議員数〉
昨年6月、世帯会員から個人会員へ変更しました。それにともない、総代会の代議員数の見直しをおこないます。
2017年5月の総代会は、各支部・代議員数は世帯会員数で行ないます。2018年度は、各支部の個人会員数にて代議員数を設定していくための提案をさせていただきます。
具体的な人数については、当日の総代会にて提案させていただきます。

改定案

健康友の会みみはら 会則

1. 名称

この会は、名称を「健康友の会みみはら」（以下友の会）とします。
友の会事務局を社会医療法人同仁会（以下同仁会）内に置きます。

2. 目的

友の会は、会員・家族及び地域の人々の健康と福祉を増進する運動を同仁会の病院、診療所、その他の施設とともにすすめ、医療制度と社会保障の充実、安心して暮らせる地域づくりを目的として活動をすすめます。

3. 事業

友の会は、目的を達成するために次の活動を行います。
1）青空健康チェック、医療こんだん会、健康診断の実施など、会員と家族の健康を守る取り組み、地域の人々の健康と福祉の増進、保健予防活動を進めます。
2）同仁会が、「患者の立場にたって親切で良い」医療機関や福祉施設として発展するために活動し、病院・診療所などの長期計画とともに進め、「みみはら協同基金」募集に取り組みます。
3）平和と社会保障、民主的な地域医療づくり、街づくりの運動を進めます。
4）会員の連帯と親睦を深めるため、レクリエーション、健康まつりなどを開催します。
5）要求、行動が一致する個人、団体、政党と協力共同して活動します。

4. 会員

友の会の目的に賛同し、協同基金に参加した人を会員とします。ただし会員の子ども（満18歳を迎えた年の年度末日まで）は家族会員とします。
1）会員は協同基金を一口以上有しなければならない。基金は一口千円とします。
（基金取り扱いは「みみはら協同基金約款」による）
2）以下の場合、会員資格を喪失します。
①死亡したとき
②協同基金への参加を止めたとき
③家族会員が規定の時期に達したとき
④連絡先不明で送付物が返送されてから5年経過した場合は「みなし脱退」とします。
※但し連絡先が判明し、申し出があれば、会員登録を行ないます。
3）会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
4）会員個人の思想、信条、政党支持の自由を守り保障します。

5. 会の運営

この会の運営を次の通り行います。
1）年1回の総代会を開き、会員の意見・要望を反映させた活動方針を決めます。
2）日常の運営は総会で選ばれた役員を中心に進めます。また、必要に応じて常任顧問、顧問を置くことができます。常任顧問、顧問は代表世話人会議に出席し、意見を述べることができます。
3）毎月1回・友の会ニュース「とも」をお届けします。

6. 総代会

1）総代会は年1回、会長が招集し、この会の事業の方針、計画、役員の選出、会則の改廃などを決定します。また、過半数以上の代表世話人または支部から要求がある場合は臨時総代会を開きます。
2）総代会は代表世話人と代議員で構成します。総代会の成立要件は、（イ）3分の2以上の支部からの出席（ロ）代議員の過半数出席のいずれかを満たしている場合とし、議決は出席者の過半数の賛成を要します。

3) 代議員の基準

支部登録会員 200名以下：代議員1名 500名以下：代議員2名
1000名以下： 〃 3名 1001名以上： 〃 4名
※個人会員に変更しているため、2018年度の代議員数について検討中です。5月の総代会にて提案します。

7. 役員

1）総代会で選ばれた代表世話人の中から、互選で次の役員を置きます。
会長・1名 副会長・若干名 事務局長・1名
事務局次長・若干名
2）代表世話人会議が推薦し、常任顧問、顧問を総代会で選出することができます。
3）事務局長は、事務局の運営と実務の円滑化を図るため、代表世話人会議の承認を得て事務局員を任命することができます。
4）役員の任期は次期総代会までとします。但し、再選は妨げません。

8. 支部

校区を基本に、一定の地域ごとに支部を置きます。支部は、会員をはじめ地域住民の要求に根ざした多様な運動を進め、安心して暮らせる街づくりをめざします。
1）支部には、支部長、副支部長、会計などを置き、定期的に支部世話人会議を開催し、総代会及び代表世話人会議の方針を具体化します。
2）支部は、会員が活動に参加しやすいように、町内会・サークルを基礎に多くの班をつくります。

9. ブロック支部協議会

友の会活動を推進するため、行政区を基本に複数の支部を集合してブロック体制を形成します。ブロックの範囲は代表世話人会議で確認し、運営を円滑に進めるために担当する代表世話人と事務局を配置し、協力援助します。

10. 代表世話人会議

1）代表世話人会議は、月1回定例で行い総代会方針の具体化、ブロック支部協議会で出された意見の調整、支部活動上の経験交流などを行います。
2）代表世話人会議は、定例開催以外に必要に応じて会長が招集し、開催することができます。
3）会長は必要により拡大代表世話人会議、支部代表者会議、四役会議（会長・副会長・事務局長・事務局次長）を召集することができます。

11. 会計

友の会の経費は事業収入、寄付金などをもってまかないます。

12. 会則の改廃

この会則の改廃は、代表世話人会議で行い、総代会で承認を求めます。